

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

低炭素社会を実現するための方策の一つとして、近年「金融」が注目されている。金融は事業活動の血流であり、金融の流れを環境に配慮したものにすることにより、事業活動における環境配慮の抜本的な促進が期待される。

このため、環境省では平成18年に「環境と金融に関する懇談会」を開催し、「環境等に配慮した『お金』の流れの拡大に向けて」という提言を取りまとめ、環境金融の拡大に向けた基本的な方向性を示した。その後、環境金融の概念整理や、国内外における社会的責任投資その他の環境金融の実態の調査を行ってきた。

特に平成20年度に入ってから、地球温暖化に関する懇談会、低炭素社会づくり行動計画、改正地球温暖化対策推進法附則等において、金融機関の投融資に当たっての環境配慮の促進、事業者による投資家への環境情報の提供のための措置導入など、環境金融の促進が各方面から強く求められている。

このため、平成21年度においては、日本版環境金融の行動原則の策定()等の、金融機関による環境配慮の取組を促進するための各種措置を検討・実施するとともに、環境金融を促進するための基盤的施策として、投資家が投資判断を行うために必要な各事業者の環境情報が適切に投資家に提供されるための仕組みについて検討・試行する。

()国際的には、UNEP 金融イニシアティブによる「責任投資原則(PRI)」(投資における環境や社会への配慮等を求める原則)等があるが、国内における環境金融のより一層の促進を図るためには、我が国の実情を踏まえつつ、投融資を幅広く対象とした日本版の環境金融行動原則を策定し、国内のみで活動する金融機関も含め幅広い参加を得ることが有効と考えられる。

2. 事業計画

(1) 金融機関支援事業(平成21年度～)

- ・我が国金融機関の環境に配慮した行動を促すため、日本版環境金融原則を策定し、これを踏まえた取組を各金融機関に促す。
- ・プロジェクトファイナンスにおける環境配慮の在り方について検討する。

(2) 投資家のための環境情報提供検討事業(カーボンディスクロージャー)(平成20年度～)

- ・平成 20 年度に引き続き、投資家が投資判断を行うために必要な各事業者の環境情報の類型を整理する。これを踏まえ、平成 21 年度においては、これらの情報が投資家に効果的に提供されるための仕組みの在り方について見解をまとめる。
- ・さらに、上記の仕組みについて、企業の自主的参加を得て試行事業を行うとともに、事業者及び投資家の理解を深めるための説明会を開催する。

3 . 施策の効果

環境金融の促進により、企業の環境保全の取組が抜本的に強化され、低炭素社会の構築が促進される。また、環境金融の促進を通じた低炭素社会の構築は、途上国のモデルともなる。